

平成 21 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 21 年 3 月 2 日（月曜日）

---

議事日程（第 1 号）

平成 21 年 3 月 2 日（月）午前 10 時開会

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程第 2  |          | 会期の決定                                      |
| 日程第 3  | 議案第 1 号  | 平成 21 年度尾鷲市一般会計予算の議決について                   |
| 日程第 4  | 議案第 2 号  | 平成 21 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について           |
| 日程第 5  | 議案第 3 号  | 平成 21 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について           |
| 日程第 6  | 議案第 4 号  | 平成 21 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について          |
| 日程第 7  | 議案第 5 号  | 平成 21 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について            |
| 日程第 8  | 議案第 6 号  | 平成 21 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について                 |
| 日程第 9  | 議案第 7 号  | 平成 21 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について                 |
| 日程第 10 | 議案第 8 号  | 平成 20 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について          |
| 日程第 11 | 議案第 9 号  | 平成 20 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について  |
| 日程第 12 | 議案第 10 号 | 平成 20 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について  |
| 日程第 13 | 議案第 11 号 | 平成 20 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 14 | 議案第 12 号 | 平成 20 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について        |
| 日程第 15 | 議案第 13 号 | 平成 20 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について        |

- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 三重県尾鷲市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 尾鷲市立公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について  
(提案説明、審議留保)
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について  
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員(15名)

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 番 神 保 美 也 議員   | 2 番 内 山 鉄 芳 議員     |
| 3 番 三 鬼 孝 之 議員   | 4 番 田 中 勲 議員       |
| 5 番 真 井 紀 夫 議員   | 7 番 三 鬼 和 昭 議員     |
| 8 番 高 村 泰 徳 議員   | 9 番 與 谷 公 孝 議員     |
| 1 0 番 端 無 徹 也 議員 | 1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |

12番 北村道生 議員

14番 濱口文生 議員

16番 南 靖久 議員

13番 村田幸隆 議員

15番 中垣克朗 議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	奥 田 尚 佳 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長	川 口 明 則 君
防災危機管理室長	小 倉 宏 之 君
税務課長	世 古 正 太 郎 君
福祉保健課長	宮 本 忠 明 君
環境課長	楠 文 治 君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監	佐々木 進 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	北 村 都 志 雄 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	岩 出 育 雄 君
水道部長	川 端 直 之 君
尾鷲総合病院事務長	大 倉 良 繁 君
尾鷲総合病院総務課長	大 川 一 文 君
尾鷲総合病院医事課長	世 古 讓 治 君
教育委員長	北 澤 雅 臣 君
教 育 長	田 中 稔 昭 君
教育委員会教育総務課長	吉 澤 壽 朗 君
教育委員会生涯学習課長補佐	児 玉 佳 高 君
教育委員会学校教育担当調整監	玉 津 勲 哉 君
監 査 委 員	濱 田 俊 次 君
監査委員事務局長	濱 野 薫 久 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

山 本 和 夫

議 事 ・ 調 査 係 長

内 山 雅 善

議 事 ・ 調 査 係 主 査

竹 平 專 作

〔開会 午前10時01分〕

議長（三鬼和昭議員） これより平成21年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 皆様、おはようございます。

早いもので3月を迎えまして、日ごとに暖かさを増す季節となっておりますけれども、本日、議員の皆様には平成21年第1回定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。このたびは私ごとでお騒がせしておりまして、大変申しわけなく思っております。この場をおかりしまして、議員の皆様、市民の皆様に改めて心からおわび申し上げたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

さて、本定例会は新年度に向けての大変重要な定例会でございます。100年に一度と言われる未曾有の経済危機の中、どのようにまちづくりを進めていくか、非常に難しい時期を迎えております。どうか議員の皆様の建設的なご意見とお知恵をぜひとも拝借したいというふうに考えておりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。また、提出議案につきましても、何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番、真井紀夫議員、8番、高村泰徳議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から3月25日までの24日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの24日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、日程第26、議案第24号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」までの計24議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました24議案は、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(奥田尚佳君)登壇]

市長(奥田尚佳君) 平成21年第1回定例会の開会に当たり、平成21年度当初予算を含めた諸議案についてのご説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

さて、現在、先ほども申し上げましたけども、100年に一度と言われる未曾有の経済危機に直面しております。また、本格的な人口減少社会の到来など、本市を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。政府が予算編成に合わせて閣議決定した経済見通しによりますと、平成21年度においては世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続きますが、安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策による効果が見込まれることから、新年度後半には民間需要の持ち直しなど低迷を脱していくことが期待されています。しかし、世界の金融情勢の悪化によっては、景気の下降局面がさらに厳しく、また長くなるリスクが存在することに留意する必要があるとされております。一方、地方財政は、景気後退等に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込み、また、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が大幅に拡大することが見込まれております。本市においても扶助費や公債費などの義務的経費が増加する一方、個人市民税、法人市民税等が減少する見込みであります。そうした中であっても、市民の安全・安心を確保するため、また、本市の着実な発展のため、必要な施策・事業に着実に取り組んでいく必要があります。

このような中、本市におきましては、子供たちの生命を守る学校の耐震化が喫緊の課題となっております。本年度に策定いたします小中学校耐震整備総合計画に基づきまして、新年度においては各学校の耐震整備を順次進めてまいります。また、地域づくり、産業の振興、都市基盤の整備推進、健康福祉の充実を基本姿勢として市政運営を進めてまいります。そのため、まず財政健全化に継続して取り組みます。

本年度から新たな取り組みとして、これまでの実施計画を全面的に見直し、計画的な財政運営、総合計画の進捗管理、行政評価及び内部事業の精査を目的に、事務事業目的評価表を導入いたしました。これをもとに総合計画や長期計画との関連性などを審査した上で、新年度の予算編成を実施したところであります。この評価表については、まだまだ改善の余地もありますが、継続させ、改善を重ねることで、より完成度を高めていくものであり、この活動から、ムリ・ムラ・ムダを排除し、業務の効率化・簡素化を目指してまいります。

次に、地域づくりを進めてまいります。国の地域再生基本方針では、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進することとしております。このため、地域における多面的な地域資源をもう一度見詰め直し、埋もれた魅力の再発見、磨き上げを行うとともに、官民の適切な連携のもと、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みを進めることが重要とされ、これらの取り組みを総合的に支援するとされております。本市といたしましても、この考え方にに基づき、過疎高齢化・地域活性化対策として、地域づくりの取り組みを市民と協働で考え、実践できるものから、国等の支援を有効活用しながら取り組んでまいります。また、この取り組みは、三重県が中心となり、平成21年から平成26年までの6年にわたり実施される「美し国おこし・三重」と共通するものであり、本市においてもプロジェクトチームを編成し、地域づくりを全庁的に進めてまいります。

次に、喫緊の課題である学校耐震についてであります。学校施設は多くの児童・生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、地域住民の皆様にとっても学習や交流の場といった最も身近な公共施設であります。また、災害発生時には地域住民の応急的な避難場所の役割も担っております。このような学校の機能や役割を十分に果たすため、昨年度に策定した尾鷲市小中学校耐震整備計画を見直し、補強による校舎の耐震化を進めたいとの考えから、本年度に小中学校耐震

整備総合計画の策定を実施しております。この総合計画につきましては、本定例会中にお示しできるものと考えております。その結果をもとに、新年度からは具体的な整備に着手することで、一日も早く児童・生徒の安全を確保するとともに、最適な教育環境を整えてまいります。

次に、産業振興についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水取水・分水施設アクアステーションにつきましては、尾鷲商工会議所を指定管理者として順調な施設運営を行っております。昨年は、活魚の運搬に深層水を使う活魚運搬車の増加が顕著で、深層水の鮮度保持における効果が活魚運送業者の皆様にご認識していただいた結果だと思っております。また、大手食品会社を始め、食品分野を中心に、みえ尾鷲海洋深層水利用協議会への参加企業もふえ、みえ尾鷲海洋深層水のブランドマークをつけた新商品も市場に出てまいりました。しかしながら、海洋深層水を利活用する新たな企業や事業を誘致するまでには至っておりません。新年度におきましても、企業立地促進法に基づく国の同意基本計画である尾鷲地域産業活性化基本計画を推進し、国や県の制度を利用しながら企業・事業誘致に取り組んでまいります。また、複合的でより効率的な深層水の利活用の手法やシステムの研究について、三重大学等と連携して進めておりますが、さらに研究の深度や幅を広げながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、商工振興事業についてであります。

まず、昨年施行された農商工等連携促進法に基づく農商工連携事業についてであります。この事業は、経済産業省と農林水産省が連携し進めているもので、第2次・3次産業の中小企業者と第1次産業の農林漁業者が相互の経営資源を活用しながら、連携して新商品や新サービスを創出し、事業を展開することにより、それぞれの経営改善を図るものであります。第5次総合計画において、海・山の資源を最大限に活用した産業、うみ業・やま業の推進に取り組んでおり、これは、まさに農商工連携事業そのものであると考えております。なお、法に基づく基本計画認定制度においては、既に2つの基本計画が第1号と第3号で認定を受けております。また、地域資源を活用したものづくりも活発に行われてきており、中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画も本市では既に三つの計画がその認定を受けております。このような農商工連携や地域資源活用の取り組みをさらに推進し、本市の地域振興につなげてまいりたいと考えております。

昨年度から夢古道おわせの指定管理者である株式会社熊野古道おわせや尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会とより緊密な連携をしながら、尾鷲の産物や特産品の新たな販売戦略や販路開拓に取り組んでおります。新年度も地場特産品情報交流センターでの取り組みの推進はもとより、いよいよ4月に第1便の発送を控えた尾鷲まるごとヤーヤ便や市内飲食店における尾鷲鯛めし弁当の販売開始など、新しい取り組みに力を注ぐとともに、最終事業年度を迎える地域雇用創造推進事業や新たな国の事業である地域雇用創造実現事業などを活用しながら、地域の雇用機会の創出と商工会議所を始め関係機関と協働して進めてまいります。

次に、集客交流についてであります。

昨年4月にオープンした夢古道の湯につきましては、海洋深層水の特性を生かした内ぶろ、露天ぶろ、ミストサウナ等を整備することにより、近隣の温浴施設との差別化を図ったこと、また、三重県立熊野古道センターと合わせた地域振興ゾーンの整備が完了した相乗効果もあって、予想以上の入浴客数となっており、当初の目標入浴客数である6万5,000人を2月に達成し、スカイフードレストラン等も順調に運営されております。今後とも地域資源を活用した産業の活性化、交流人口の増加及び滞在時間の延長などを図るとともに、市民の触れ合い、生きがい及びにぎわいを創出し、三重県立熊野古道センターとも連携しながら、より一層の集客につなげてまいります。また、まちかどHOTセンターを中心とした地域資源の発掘、各地区の体験メニューの商品化、地域住民のまちづくり活動の推進などの取り組みにつきましては、今後ともグリーンツーリズム事業や交流空間創造事業などとも連携し、交流人口の増加に一層努めてまいります。

一方、本年度に農林水産省の採択を受けました農山漁村地域力発掘支援モデル事業における、おわせ輪内地区まるごと推進協議会では、輪内地区を一体とした地域連携による活性化への取り組みを今後5年間にわたり継続してまいります。

次に、水産振興につきましては、海洋深層水を活用したハバノリ増殖試験を行っており、本年度は、照度、密度、水温等の条件などによる成長効率の違いなどを中心に基礎データを収集いたしました。新年度はさらに条件を細分化することにより、最適養殖環境等を検証し、早期の事業化につなげてまいります。

次に、漁港海岸の基盤整備につきましては、東海地震防災対策強化地域に指定された本市にとって津波対策が急務となっており、その一環として新年度は、須賀利において緊急津波対策海岸保全事業による漁港の防潮扉の動力化を計画しており、他の地区についても順次整備していく予定であります。

次に、林業振興についてであります。市有林事業につきましては、平成24年度から30年にわたる主伐を計画しており、現在、主伐予定地の踏査及び市場価格の把握を行っているところであります。今後の見通しとしては、年間平均11ヘクタールの主伐を見込んでおります。年間主伐面積の設定については、FSCの理念に基づき、立木の蓄積を一定に保つことで、水源涵養等の公益的機能の維持増進を図ってまいります。また、施業単価の軽減、木材運搬の安全性等を確保するため、平成15年度より取り組んできた森林整備事業が平成21年度をもって完了することから、国、県の補助事業を取り入れた新たな事業計画を策定し、引き続き林業基盤整備等の充実を図ってまいります。

次に、都市基盤整備についてであります。

まず、道路についてであります。近畿自動車道紀勢線では、先月、奥伊勢パーキングエリアのオープン、大宮大台インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジ間が開通いたしました。開通後1週間の交通量は、国道42号の大内山で去年同期より1日約1,000台増加した旨の報告を受けております。今回の紀勢線延長を受け、先月19日に、三重県知事を始め関係市町長等で組織する紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会で、県選出の国会議員を始め国土交通省及び財務省に陳情を行ってまいりました。その中で、伊勢神宮式年遷宮までに本地域への延伸及び熊野尾鷲道路の早期整備等を求めるとともに、今後必要とされる道路財源の確保を強く訴えてまいりました。新年度においては、熊野尾鷲道路では、亥谷トンネルが4月に、逢神曾根トンネルが5月に本格的な掘削が開始されることとなっております。

次に、市内の基盤整備についてであります。

おおむね20年後の都市づくりの将来像である尾鷲市都市マスタープランの策定は、平成19年度から進めております。現在、市民アンケートの集約や市民参加による委員会等の開催により、都市づくりの理念と目標並びに将来の都市構造などの全体構想や地域、地区における地域別構想の素案がまとまりつつあります。新年度は、これらの基本理念に基づき、土地利用の方針や都市計画道路の見直しなど、都市施設の必要性を検証しながら整備方針をまとめ、本市の将来像を明確にお示ししてまいります。また、尾鷲港第四岸壁耐震強化事業であります。本年度末にはケーソン製作、仮設矢板、仮設アンカー等の工事発注が予定され、今後、順次工事が発注される予定であります。

次に、水道事業についてであります。

水道施設は、耐用年数の経過による老朽化が進んでおり、耐震化を含め更新を早急に行う必要があります。このため、本年度に上水道施設耐震診断を実施し、新年度には上水道施設耐震化に伴う調査詳細設計業務を委託し、整備計画を策定してまいります。

次に、光ヶ丘墓園の永代使用についてであります。

光ヶ丘墓園の拡張造成工事は昨年7月に完成し、対象となった墓地移転は今年度中にすべて完了する見込みとなりました。移転後の残区画につきましては、本年4月より市民の皆様の永代使用墓園として受け付けを開始してまいります。

次に、市街地直通バス等の実証運行については、本年1月に尾鷲市地域公共交通活性化協議会において、効率的かつ持続可能で利便性の高い交通システムの整備を目指し、尾鷲市地域公共交通総合連携計画を策定いたしました。連携計画では、既存の輪内線などの利用率の低調な3路線を廃止するほか、ふれあいバス八鬼山線の再編や熊野尾鷲道路を活用した新たな市街地直通バス南回り線の新設、また、交通不便地域の解消や夢古道おわせなどの誘客施設を経由する尾鷲地区巡回バスの実証運行を本年7月から開始してまいります。この実証運行は、3年間の国の補助期間の中で、持続可能でかつ地域の需要に応じた交通体系を構築してまいります。また、新たな取り組みとして、市民に親しみのある公共交通とするため、バス及び停留所のペインティングを計画し、現在、その基礎となるデザインを地元中学生に依頼するとともに、新路線の名称をも考えてもらっております。

次に、健康・福祉施策についてであります。

まず、尾鷲総合病院についてですが、本病院は、地域の中核病院として高度医療、特殊医療、救急医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めております。しかしながら、医師につきましては、卒後医師臨床研修制度がきっかけで医師の偏在、診療の偏在を招き、さらに看護師につきましても看護師配置基準の変更等により偏在化が顕著にあらわれ、地域医療を担う医師、看護師の不足が深刻化しております。このような中、本病院では医師確保に向けて、医師派遣先である三重大学医学部への医師派遣要請を、県に対しましてはドクタープール制度、寄附講座の充実、自治医科大学卒業生義務年限内医師勤務指定期間の指定など、さまざまな要請を引き続き行ってまいります。

また、本年度から紀北医師会の先生方に第1と第3日曜日の昼間、1次救急を担当していただいておりますが、新年度からは毎週日曜日及び祝日にもご協力を

いただく予定となっております。これにより、本病院医師の業務負担が軽減されるとともに、病診連携がさらに促進することへの期待を寄せているところであります。

看護師につきましても、安定的に確保するため、看護学校入学予定者を対象として、早い時期に学資貸与金の募集を行っていくとともに、潜在看護師の発掘にも努力してまいります。

一方、医療提供体制の充実を図るため、本年度に引き続き患者監視装置の取りかえを行っていくとともに、X線CT装置や生化学分析機システムの更新など高度医療機器等の整備を進めてまいります。

次に、福祉施策についてであります。

まず、国民健康保険では、事業の休廃止や病気など特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり国民健康保険税を滞納している世帯に被保険者資格証明書を交付することとしています。国において国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、平成21年4月1日から被保険者資格証明書が交付されている世帯の15歳未満の子供には6カ月の短期被保険者証を交付することとなりました。本市では、国民健康保険税を滞納しているのは保護者であって、子供には責任はないとの考えから、3カ月前倒しをし、本年1月1日から3カ月の短期被保険者証を交付しており、4月からは6カ月の短期被保険者証を交付してまいります。

次に、少子化対策についてであります。

国において昨年4月より妊婦健診の公費負担回数が従来の2回から5回に拡充されました。また、本年4月より、妊婦から出産まで14回の健診を受診することで出産時の安全性を高めることが、さらなる少子化対策になるとの観点から、この健診費用を無料化する制度が、平成21年、平成22年度の2年に限って創設されました。本市においても本年4月から実施いたします。

次に、次世代育成支援対策についてであります。

輪内地区における幼児期の集団教育につきましては、飛鳥幼稚園が平成21年度末に休園となるため、認定こども園の設置も視野に入れ、また、厳しい財政事情等を加味しながら関係機関と継続的に協議を重ねてまいります。

なお、南輪内保育園については、国が認可している密閉方式でアスベストを遮断していますが、新年度にアスベスト除去工事及び園舎の補修工事を実施することにより、安全・安心な施設としてまいります。工事期間中の保育園の代替場所については、保護者の皆様、学校関係者を含めて協議を進めてまいります。

次に、放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、授業終了後の遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に設置しています。この事業は、現在、尾鷲幼稚園の空き教室を利用して、わんぱくクラブとして、社会福祉法人尾鷲民生事業協会に運営を委託して実施しておりますが、利用児童や発達障がい児の受け入れが増加していることから、新年度には宮之上小学校に宮之上小学校放課後児童クラブを新規に開設いたします。これらの事業の推進により、次世代育成支援対策をさらに充実してまいります。

次に、福祉関連施設の改修事業についてであります。

養護老人ホーム聖光園は、竣工から13年が経過し、地盤沈下等の影響によって浄化槽機能に低下が認められるため、排水管及び排水槽の取りかえ工事を実施してまいります。また、林町会館は昭和43年に建設され、老朽化が著しい建物になっております。現在、各種の文化講座や講演会、会議等に利用いただいているところですが、高齢者の皆様の利用頻度が高くなっているため、外階段の傾斜を改修するとともに、トイレの洋式化、フローリングの張りかえなどの施設改修を実施いたします。

次に、環境施策についてであります。

まず、本市の清掃工場につきましては、建設から18年が経過し、老朽化が進んでいるため、平成19年度に策定した新ごみ処理施設整備に係る基礎調査報告書に基づき、新たな施設整備に向けた検討を行っているところであります。新年度におきましては、熊野市、紀北町とともに事務レベルでの検討を実施し、広域的な処理施設の整備について協議を進めてまいります。一方、清掃工場の2号焼却炉につきましては、昨年にキャスターの一部が欠落したため、応急的な補修工事を施した状態で、現在も稼働しております。このため、4月以降、本格的な改修工事を実施してまいります。清掃工場は、市民生活に密着した重要な施設であることから、広域での施設整備を検討するとともに、現施設の適切な維持管理に努めてまいります。

続きまして、クリーンセンターの運転管理業務委託契約の更新についてありますが、新年度からは施設管理業務、施設点検、施設整備の3業務を包括した業務委託契約に変更いたします。施設の委託業者は競争入札によって選定を行い、施設の適切な維持管理と効率的な運営を図ってまいります。

次に、防災対策についてであります。

本年1月に、ニューギニア付近の地震により太平洋沿岸に津波注意報が発表され、本市では最高潮位で60センチの上昇を確認いたしました。本市は、東海、東南海・南海地震による大規模な被害の発生が予測され、今後30年以内に東南海地震の発生する確率は60%から70%と言われており、防災・減災に向けたさらなる取り組みが求められております。このことから、本年度、発災時の地域の被害状況等を早期に把握することにより、速やかな救援・救助活動を可能にするため、アンサーバックシステム、すなわち防災行政無線双方向通信を導入し、昨年度、市民の防災情報の入手手段の1つである防災情報配信メールシステムを導入したところであります。現在、メール登録者数は1,000件を超えるなど徐々に増加しております。新年度からも引き続き市民の安全・安心の確保に大きな役割を果たすこれらのシステムの周知及び利用促進に向けてさらに力を注いでまいります。

次に、教育行政についてであります。

まず、ALTにつきましては、学習指導要領の改訂により、平成23年度からは5、6年の小学生を対象とした小学校英語活動の本格実施が始まります。この活動は、平成21年度から先行実施が可能となっており、今後、各学校からALTの派遣要請が増加することが予想されるため、新年度の8月以降につきましては、ALT2人体制で対応してまいります。

次に、生涯学習の取り組みについてありますが、人は学校教育に限らず、社会や職場において、また第一線から退いても、みずからのキャリアアップとして、あるいはライフワークとして、新しいものを学び続けたいという気持ちを持っていると考えております。そのため、学習の場の提供と内容の充実を図っていくこと、文化との触れ合い、あるいはスポーツ活動に気楽に参加できる体制づくり等の取り組みを進めてまいります。このような中、尾鷲市集中改革アクションプランにおいて、図書館業務の民間委託を検討することとなっており、本年度、尾鷲市立図書館協議会において、指定管理者制度の導入や業務委託化に向けての検討を重ね、従来どおり市が直営で運営することが望ましいとの結論に至ったところであります。今後とも市民の皆様が親しみやすい図書館としての環境づくりをさらに進めてまいります。

次に、放課後子ども教室推進事業についてであります。これは、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくり及び学校外での学習を深める機会を提供するとともに、地域のすばらしい海・山の自然、文化に触れながら、生活、

社会、自然体験などさまざまな体験講座を通じて、子供が自発的に考える力、豊かな心を育てるなど、地域の子供を育てる体制づくりを支援することを目的に事業を実施するものであります。本年度、試行的に取り組んできた放課後子ども教室を、新年度から「いきいき尾鷲っ子」として、水曜日、土曜日を中心に体験講座を市内の小学生を対象に実施してまいります。

次に、三木里インター線搬入土砂問題についてであります。

三木里インター線搬入土砂問題につきましては、昨年末に開催された第2回三木里インター線搬入土砂問題検討委員会において、3月まで毎月のモニタリングが指示され、現在、委員の立ち会いのもと調査が進んでおります。今後は、この調査結果を受け開催される第3回検討委員会の中での協議を踏まえ、協議会の動向を注視しながら市の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、国の2次補正予算関連であります。

本定例会に、一般会計補正予算（第6号）に地域活性化・生活対策臨時交付金関連予算を計上しております。この交付金事業は、昨年10月30日に閣議決定された生活対策において、地方公共団体が地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めることに活用できるよう創設されたものであります。この趣旨にのっとり、生活対策につながる事業として、本市といたしましては、平成21年度の予定事業であったゴミ処理施設大規模改善事業、斎場施設整備修繕事業、市道改良工事事業等の事業を実施してまいります。

定額給付金事業については、財源の裏づけとなる関連法案が今国会で成立した後、市町村を事業主体に地域の消費拡大につながる経済活性化対策として、1万2,000円を基本額に18歳以下及び65歳以上の方には2万円の定額給付金を支給いたします。今後のスケジュールにつきましては、4月下旬に定額給付金受給対象者の皆様に申請書類を送付し、提出書類の審査及び給付決定を行った後、5月下旬をめどに受給者の皆様が指定する銀行口座への振り込みを予定しております。

また、子育て応援特別手当は、厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担を軽減することを目的に、世帯に属する3歳以上18歳以下の子が2人以上であり、かつ第2子以降が就学前3年間に属する子である場合に支給されます。支給額は1人当たり3万6,000円であり、本市では約210名程度が該当になる予定で、5月の連休前に支給できるよう準備しております。

この二つの事業につきましては、速やかに事業が実施できるよう、本定例会に

事務費及び事業費の補正予算を追加議案として上程させていただき予定であります。

以上、所信の一端を申し述べさせていただきました。

それでは、引き続きまして、今回提案しております予算案 13 件、条例案 8 件、その他議案 3 件についてご説明いたします。

本市の財政見通しは、歳入面では、経済不況の影響による税収入の減少に加え、普通交付税についても新たに生活防衛のための緊急対策が盛り込まれたものの、平成 20 年度交付決定額より減額されるものと見込んでおり、引き続き一般財源の確保が厳しい状況にあります。一方、歳出面では集中改革プランに基づき、人件費の削減を始め指定管理者制度の導入など、ほぼ計画どおり実施し歳出削減に努めているものの、大型事業の元金償還が始まることによる公債費などが増加し、大幅な経費の削減は難しい状況にあります。また、学校施設の耐震化を推進していかなければならないことから、あらゆる事務事業の見直しを行うなど、財政健全化に取り組み、持続可能な財政運営の確立を目指した予算編成といたしました。

それでは、平成 21 年度当初予算案についてご説明いたします。

お手元に配付の平成 21 年度当初予算主要事項説明をごらんください。

まず、1 ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比 3.9% 減の 78 億 6,000 万円、特別会計の国民健康保険事業会計が 6% 減の 29 億 3,441 万円、老人保健医療事業会計は、大部分が後期高齢者医療事業に移行したことにより 98.7% 減の 454 万 2,000 円、後期高齢者医療事業会計が 5.9% 増の 5 億 3,474 万 6,000 円、公共下水道事業会計は前年度と同額の 276 万 6,000 円、企業会計については、病院事業会計で 2.8% 増の 49 億 3,129 万 5,000 円、水道事業会計で 15.9% 減の 8 億 1,071 万 7,000 円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比 4.7% 減の 170 億 7,847 万 6,000 円と定めたとところです。

次に、一般会計の歳入予算についてご説明いたします。

2 ページをごらんください。

市税につきましては、対前年度比 2.3% 減の 23 億 4,851 万 3,000 円を計上しています。主な要因としましては、経済不況による企業の業績悪化が予想されることから、法人市民税の減少、評価がえによる固定資産税、都市計画税の減少や喫煙者の減少によるたばこ税の減少などによるものでございます。

地方交付税交付金は7%減の2億円、自動車取得税交付金は38.5%減の3,200万円の計上となっております。これらは、経済不況の影響による購買力の低下による減少を見込んだものであります。

地方特例交付金は、123.1%増の2,900万円を計上しておりますが、これは、自動車取得税交付金が大幅に減少することが予想されるため、補てん措置として交付金が新設されること等による増額となっております。

地方交付税につきましては、国において、新たな生活防衛のための緊急対策として1兆円が盛り込まれましたが、通常分では3.9%の減となっていることから、平成20年度交付決定額と比較しますと1億6,376万8,000円減額となる見込みであります。前年度比では0.4%増の29億800万円を計上しております。

国庫支出金は、14.7%減の6億4,505万円と大きく減少しましたが、この主な要因は、市道梅ノ木谷線改良事業委託金1億1,000万円や尾鷲港新田線整備事業等に係るまちづくり交付金3,460万2,000円などの減によるものです。

県支出金は、石油貯蔵施設立地対策等交付金が三重紀北消防組合で予算化されることなどにより6.9%減の5億967万7,000円を計上しています。

次に、財産収入では、坂場墓地移転に伴う不動産売払収入などの減により1,912万4,000円を計上しています。

市債につきましては、臨時財政対策債の増加などにより24.9%増の4億6,500万円を計上しております。

予算編成に当たり、不足する財源につきましては、財政調整基金を1億3,737万円のほか、その目的に沿って減債基金2,000万円、地域福祉基金413万4,000円など、合わせて1億6,243万3,000円の取り崩しを行いました。

次に、一般会計歳出予算の主な概要についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比0.8%の増となりました。この内容は、人件費において2.3%減の17億7,140万1,000円を計上しています。減少の要因としましては、定員適正化計画による正規職員の削減等が主なものでございます。

扶助費につきましては、対前年度とほぼ同額の14億6,918万4,000円

を計上しております。

公債費は、クリーンセンター整備事業に対する据え置き期間が終了し、償還額が増加することにより、対前年度比8.1%増の10億2,794万4,000円を計上しています。

次に、その他の経費のうち物件費につきましては、自主運行バス運転委託料や廃家電等処理委託料などの減と新たにクリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託料の増などにより、0.7%増の12億1,400万円を計上しております。

補助費等は、市税過年度分還付及び還付加算金、三重紀北消防組合への負担金の減少などにより、3.4%減の10億4,116万9,000円を計上しております。

繰出金は、老人保健医療事業特別会計繰出金が減少したものの、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が増加となるため、3.6%増の8億7,490万3,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費の総額は、50.6%、3億5,261万円の大幅な減額で、3億4,571万5,000円の計上です。その内容は、補助事業費においては、須賀利漁港緊急津波対策海岸保全事業5,000万円や南輪内保育園アスベスト除去工事補助金5,991万円などが増加しておりますが、防災行政無線アンサーバック整備事業4,008万7,000円や市道梅ノ木谷線道路改良事業1億1,000万円、まちづくり交付金事業9,895万円などが終了したことにより、42.6%減の1億6,596万3,000円、単独事業では、光ヶ丘墓園拡張に伴う造成工事4,381万7,000円の減や、本来この当初予算に計上する予定でありました市道改良事業など9,969万1,000円が、国の補正予算（第2号）に伴い、6号補正予算に前倒し事業として計上していることにより、60.5%減の1億2,710万4,000円、県営事業負担金は、街路事業茶地岡向井線地元負担金などの減少により、45.4%減の4,050万円、受託事業費は、受託造林費で13.9%減の1,014万8,000円をそれぞれ計上しています。このように、普通建設事業につきましては、6号補正予算と一体で取り組んでまいります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

16ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比6%減の29

億3,441万円を計上しております。主な要因としましては、保険給付費が前年度実績により減少見込みであることや、介護納付金などの減少によるものです。

17ページの老人保健医療事業特別会計は、後期高齢者医療事業への移行による医療諸費の大幅な減少により、対前年度比98.7%減の454万2,000円を計上しております。

次に、18ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、対前年度比5.9%増の5億3,474万6,000円を計上しております。これは、平成20年度は制度創設年度であることから、納付対象月が4月診療分から2月診療分までの11カ月分でしたが、本年度からは3月診療分から2月診療分の12カ月分となることにより、広域連合負担金が増加しているものであります。

次に、公共下水道事業特別会計は、昨年度と同額の276万6,000円を計上しております。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

19ページをごらんください。

病院事業会計は、対前年度比2.8%増の49億3,129万5,000円を計上しております。業務の予定量は、入院が1日平均214人、年間延べ7万8,110人、外来で1日平均496人、年間延べ11万9,999人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入が40億3,229万1,000円、支出を44億9,312万円計上しております。

資本的収入及び支出では、収入が3億2,792万2,000円、支出に4億3,817万5,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,025万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものです。

次に、債務負担行為は、警備業務委託で、期間が平成22年度から平成24年度まで、限度額は5,001万円、次に、院内清掃業務委託で、期間が平成22年度から平成24年度まで、限度額が9,210万円、続きまして学資貸与金で、期間が平成22年度、限度額300万円でございます。

次に、20ページの水道事業会計では、対前年度比15.9%減の8億1,071万7,000円の計上でございます。業務の予定量は、給水戸数1万1,389戸、年間給水量482万4,000立方メートル、1日給水量1

万3,216立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入が5億3,227万3,000円、支出に5億3,249万円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入が5,295万6,000円、支出に2億7,822万7,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,527万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものです。

続きまして、債務負担行為でございます。

公営企業会計システム賃借料の更新に伴うものでございます。期間は平成22年度から26年度まで、限度額が1,223万8,000円でございます。

続きまして、平成20年度補正予算(案)についてご説明申し上げます。

お手元に配付の一般会計補正予算(第6号)主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計を2億674万9,000円増額し、国民健康保険事業会計1,572万2,000円、老人保健医療事業会計7,217万6,000円、後期高齢者医療事業会計823万1,000円、病院事業会計2,956万6,000円、水道事業会計が1億3,586万6,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を含めた予算総額を187億1,982万円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主な概要につきましては、市税が個人市民税、固定資産税などの増額が見込まれるため、7,946万5,000円を増額するものです。

分担金及び負担金につきましては、三木浦漁港県営県単漁港改良事業の事業費の確定に伴う地元分担金1万7,000円の減額です。

使用料及び手数料では、海洋深層水使用料や幼稚園保育料等の減額により308万3,000円の減額です。

国庫支出金につきましては、国の平成20年度補正予算第1号、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,389万7,000円、及び第2号、地域活性化・生活対策臨時交付金1億1,809万6,000円の増額などにより、1億1,757万2,000円の増額です。

県支出金につきましては、国保基盤安定負担金の額の確定などによ

り3,956万円の減額です。

財産収入は、定期預金の利子による基金運用収入や坂場墓地の売却額の確定により862万9,000円の増額です。

寄附金348万5,000円は、ふるさと納税分として3件分14万円を活性化基金へ、1件2万円を財政調整基金へ、一般寄附金として30万円を財政調整基金へ、社会福祉寄付金302万5,000円を地域福祉基金へ積み立てるものであります。

諸収入につきましては、社会福祉協議会に出捐していましたが障がい者福祉資金の返還金1,050万円を増額するものの、坂場墓地移転に伴う賠償金の減額などで524万2,000円を減額するものです。

市債は、まちづくり交付金事業債などが減額となったものの、普通退職に伴う退職手当債の増加により4,550万円を増額するものです。

次に、歳出でございます。

3ページをごらんください。

議会費は、議会運営費の普通旅費の減額などにより、213万4,000円の減額でございます。

総務費につきましては、元泉教員住宅解体工事の事業費確定により減額となるものの、財政調整基金や公共施設基金などの積立金の増額により、1億9,252万8,000円を増額するものです。

また、民生費では、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が増額となるものの、入所者の減による養護老人ホーム聖光園指定管理料や国民健康保険事業特別会計繰出金が減額となることから、1,805万2,000円の減額でございます。

衛生費は、健康診査等委託料、クリーンセンター運転管理費、坂場墓地移転手数料などが減額となるものの、国の2次補正分として清掃工場2号炉耐火物補修工事請負費3,886万8,000円などを増額したことにより、1,685万3,000円の増額でございます。

農林水産業費では、国の2次補正分として、海洋深層水推進事業132万3,000円などが増額となるものの、山林事業費や受託造林事業など事業の確定や精査により866万円の減額です。

土木費は、まちづくり交付金事業（尾鷲港新田線）や街路事業地元負担金（茶地岡向井線）などの事業費の確定による減額と国の2次補正分として市道改良事業5,000万円、都市公園事業200万円を計上し、3,407万7,000円

の増額です。

消防費では、第9、第10分団車庫整備事業費の確定などにより、198万円の減額です。

教育費は、スクールバス・スクールタクシー運行委託料の減額、その他事業の精査により588万3,000円を減額するものです。

次に、繰越明許費でございます。

9ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費の塵芥処理施設維持補修事業、同じく4項下水道費、下排水路整備事業、5款農林水産業費、1項農業費、農業用水路改良事業、同じく5項水産業費、アクアステーション分水設備整備事業、7款土木費、2項道路橋梁費、市道維持補修事業並びに市道改良事業、同じく5項都市計画費、都市公園整備事業につきましては、国の2次補正分の事業であり、年度末までの期間が短いことから、年度内で執行することは困難なため、繰越明許費として平成21年度に繰り越して執行することを予定しております。なお、5款農林水産業費、2項林業費、森林環境創造事業は、事業計画の変更など一部事業が年度内での執行が困難な状況であるため、繰り越し事業とするものです。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

債務負担補正は、公共ネットワークサービス提供装置借上料につきまして、入札結果により限度額を300万円から183万5,000円に変更するものです。

次に、特別会計についてご説明いたします。

10ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、1,572万2,000円を減額し、歳入歳出総額を30億8,345万4,000円にするものです。

主な概要につきましては、歳入では、国民健康保険税が2,183万円の増額です。

国庫支出金は、特別調整交付金の減により327万2,000円の減額です。

療養給付費等交付金は、退職医療療養給付金の変更決定により4,851万2,000円の増額、県支出金は、地域普通調整交付金の減により1,027万5,000円の減額、共同事業交付金は、高額共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の減により3,953万9,000円の減額でございます。

財産収入は、預金利子による財産運用収入6万2,000円を計上、繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定により3,304万円の減額でございます。

歳出につきましては、保険給付費は、退職者被保険者療養給付費の減により1,400万円の減額、後期高齢者納付金等は、後期高齢者支援金などの増より20万2,000円の増額、老人保健拠出金は、額の確定により1,000円の増額、共同事業拠出金は、高額医療共同事業拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金の増加に伴い1,400万円の増額です。

保健事業費は、受診者の減少に伴う特定健康診査等事業の減などにより2,335万4,000円の減額です。

諸支出金は、保険税過誤納付還付金95万円の減額です。

基金積立金は、国保財政調整基金へ837万9,000円を積み立てるものがあります。

次に、11ページをごらんください。

老人保健医療事業特別会計は、7,217万6,000円を減額し、歳入歳出総額を3億463万3,000円にするものです。

歳入において、諸収入の第三者納付金が562万2,000円の増額や歳出の医療給付費が減となったことなどにより、支払基金交付金4,017万1,000円、国庫支出金2,508万4,000円、県支出金627万2,000円、繰入金627万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、医療諸費で、医療給付費の減などにより7,217万6,000円の減額です。

次に、12ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、823万1,000円を減額し、歳入歳出総額を4億9,721万1,000円にするものです。

歳入において、後期高齢者医療保険料は523万3,000円の減額です。繰入金は、保険基盤安定繰入金などの減により800万4,000円の減額です。

国庫支出金は、円滑運営事業費補助金472万5,000円の追加であります。

諸収入は、円滑運営臨時特例交付金28万1,000円の追加をさせていただきます。

歳出は、総務費で、後期高齢者医療システム改修業務委託料の472万5,000円の増額や、広域連合負担金で、保険基盤安定負担金の減などにより1,295万6,000円の減額です。

次に、繰越明許費でございます。

1款総務費、2項徴収費、後期高齢者医療システム改修業務委託料につきまし

ては、国の制度見直しによる保険料軽減対策等に対応するシステムの改修が必要となりましたが、本年度内での完了が不可能なため、国、県の許可を得て繰り越し事業とするものでございます。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

13ページをごらんください。

病院事業会計は、収益的収入が医業収益2,843万4,000円の増額、医業外収益が43万7,000円の減額でございます。

収益的支出では、医業費用が退職給与金などの増により517万7,000円を増額するものでございます。資本的収入及び支出は、収入の企業債が3,440万円の減額、支出では建設改良費が3,474万3,000円の減額でございます。

次に、債務負担行為でございます。

債務負担行為は、患者監視装置につきましては、期間を平成21年度から平成22年度まで限度額を4,016万5,000円とし、手動式温冷配膳車につきましては、期間を平成21年度から平成24年度まで、限度額を527万6,000円とし、物品監理業務委託につきましては、期間を平成21年度から平成23年度まで、限度額を4,498万2,000円とするものであります。

続きまして、14ページをごらんください。

水道事業会計は、収益的収入では、大口利用減少による給水収益の減により、営業収益が4,645万2,000円の減額でございます。

収益的支出では、営業費用が1,591万3,000円の減額、営業外費用が430万5,000円の増額、特別損失が661万8,000円の減額でございます。

資本的収入では、負担金が246万2,000円の増額、企業債が上水道送・配水管布設事業の見直し等により1億1,950万円の減額、固定資産売却代金が1,600万円の減額でございます。

資本的支出では、建設改良費が1億1,764万円の減額でございます。

当初予算主要事項説明の5ページから15ページ及び一般会計補正予算(第6号)主要事項説明4ページから8ページに記載しております主要事項につきましては、冒頭で申し上げました政策体系ごとの施策と重複する部分もありますので、説明を省かせていただきます。

以上をもちまして、平成21年度当初予算及び平成20年度補正予算案の説明

を終わります。

次に、条例案等についてご説明いたします。

まず、議案第14号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の制定について」につきましては、先ほども申し上げましたけども、本年7月から運行を予定しているコミュニティバスについて、必要な事項を定めるための条例の制定であります。

次に、議案第15号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第16号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」、議案第17号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、議案第18号「職員の給与に関する条例の一部改正について」の4議案については、一括してご説明いたします。

平成20年12月19日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決成立し、国家公務員の勤務時間が本年4月1日より週38時間45分に改定されることとなりました。この勤務時間につきましては、人事院で行われた民間事業所を対象とした調査結果によるものです。このことを受け、総務省より昨年12月25日地方公務員法第59条等に基づき、各自治体に助言の通知があり、本市においても、この人事院勧告及び指導に準じ、本市の職員の勤務時間を1日7時間45分、週38時間45分とするものでございます。このことから、この4議案につきましては、関係箇所、関連箇所、また関係法令名の改正など、条例の一部改正を行うものであります。なお、始業時間の8時30分に変更はありませんが、終業時間を5時15分とする予定であります。

次に、議案第19号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、地方税法の改正により、住民税の寄付金税額控除の対象が拡大されたことにより、本市においても条例の一部改正を行い、寄付金税額控除の適用を行おうとするものであります。

次に、議案第20号「三重県尾鷲市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」につきましては、本市における耕作地面積、農業従事者数などを他市類似団体と比較検討し、現在の選挙による委員15人を10人に減員することが適正と考え、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第21号「三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について」につきましては、今回、三重県自治会館組合にて共同処理する事務を追加いたしたく、地方自治法第290条

の規定に基づき協議することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号「尾鷲市公民館条例の一部改正について」につきましては、旧水道部跡を陶芸教室として使用するため、その施設使用料を定めるための条例の一部改正であります。

次に、議案第23号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」及び議案第24号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」の2議案につきましては、一括してご説明申し上げます。

尾鷲市福祉保健センター、尾鷲市高齢者サービスセンターの両施設とも、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定期間を1年と定め、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会を指定しているところでありますが、平成21年度においても同協議会を指定管理者に指定するため、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、予算案13件、条例案8件、その他議案3件の提案説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第27、議案第25号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、人事案件1件についてご説明いたします。

議案第25号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、3名の委員のうち桑原慶子氏の任期が本年3月31日をもって満了となります。

桑原氏におかれましては、平成13年4月に本市の公平委員として就任以来、常に研鑽を積み、高潔で豊富な知識を兼ね備えており、公平委員として適任であると考え、同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の

規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の議案に対する質疑に入ります。ただいまのところ通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご質疑なしと認めます。ご質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は人事案件でもあり、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第27、議案第25号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（三鬼和昭議員） 起立全員であります。

よって、議案第25号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす3日から5日までを休会とし、6日金曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時22分〕